

令和2年度 第3回 高齢者福祉専門分科会 議事録

日時 : 令和3年1月13日(水) 19時開始

場所 : 佐世保市中央保健福祉センター6階 研修室2

※テレビ会議実施

出席者 : 高齢者福祉専門分科会委員 9名

事務局 吉住次長(長寿社会課)

西尾課長補佐(長寿社会課)

七種課長補佐(長寿社会課)

釜谷課長補佐(長寿社会課) 他

議事

- 1 佐世保市老人福祉計画・第8期佐世保市介護保険事業
計画案について

【千住分科会長】

議事1 佐世保市老人福祉計画・第8期佐世保市介護保険事業計画案について、事務局から一括して説明をお願いします。

【長寿社会課 吉住次長】

それでは、佐世保市老人福祉計画・第8期佐世保市介護保険事業計画案について、説明させていただきます。

その前に、資料1が計画書の案、資料2が計画書の補足資料、資料3が前回会議の際の意見に対する回答について、資料4がパブリックコメントについてとなっている。

資料1の132ページ。第6章 介護保険にかかる事業費の見込みについてをお願いします。こちらは、前回素案で「現在策定中」としていたので、先に説明する。

事業費の見込みについては、介護保険制度の改正や介護報酬の改定などの影響を踏まえ、令和3年度から令和5年度の高齢者の人口と、要介護等の認定者を推計した上で、過去の給付実績などをもとに各サービスにおける給付見込みを推計して算出をしている。また、介護保険料についても、推計結果をもとに算定をしている。

さらに、今回の第8期計画では、団塊の世代がすべて75歳以上の高齢者となる令和7年度（2025年度）と、団塊のジュニア世代が65歳に到達し、現役世代の減少が顕著になる令和22年度（2040年度）の推計結果を記載するよう、国の基本指針で定められているので、先ほどと同様に算出をしている。

第1節「介護保険料の財源」である。介護保険給付費は公費と保険料で50%ずつ負担をすることとなっている。第8期では、第7期同様に、65歳以上の第1号被保険者負担割合が23%、40歳から64歳までの第2号被保険者で27%というふうになっている。

133ページをお願いします。第2節「介護保険料の算定方法」である。算定方法は、記載の通り、まず被保険者数、要介護等認定者の推計と、標準給付費見込み額、地域支援事業費見込額の推計を行う。その結果をもとに、3の保険料収納必要額を算出する。

保険料収納必要額は、各見込み額の推計に、第1号被保険者の負担割合、23%を掛けたものに、国からの調整交付金相当額5%を加えて、調整交付金見込み額、本市では例年6%から7%を差し引き、さらに介護給付費等準備基金取崩額を差し引いて算出する。その結果をもとに4の保険料額を算定する。その計算式は先ほどの保険料収納必要額に保険料予定収納率、本市では99.04%としているが、その予定収納率を掛けて、保険料賦課総額を算出し、それを、所得段階別加入割合補正後の被保険者数であり割り、保険料の基準月額を算定している。

134ページをお願いします。第3節「標準給付費及び地域支援事業費等の見込みの算定」である。本文に記載していないが、令和3年度の介護報酬改定に関する国の審議の概要として、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で、感染症や災害への対応力強化を図るとともに、団塊の世代のすべてが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、地域包括ケアシステムの推進、自立支援・重度化防止の取組の推進、介護人材の確保・介護現場の革新、制度の安定性・持続可能性の確保を図るとしており、0.7%の

プラス改定となっている。

その影響を加味し、134 ページに記載しているとおりの、3年間で標準給付費見込み額が約704億8千万円、地域支援事業費見込み額が約44億1千万円となる。

なお、表の下の方の吹き出しに記載しているが、給付費や地域支援事業費等については、現在推計途中の段階であり、変更となる可能性があるが、保険料基準月額については、次ページに記載の額程度となるように検討を進めている。

135 ページをお願いします。第4節「保険料基準月額」である。先ほど第2節で説明した計算方法により算出して、その結果、保険料基準月額5,822円を設定したいと考えている。第7期と比較して金額の変更はない。

136 ページをお願いします。第5節「第1号被保険者の所得段階別保険料」である。所得段階については、第7期の計画と同様に、国から示されている所得段階区分と合わせて、第9段階で設定している。

137 ページをお願いします。第6節「令和7年度、令和22年度における保険料の見込み」である。保険料基準月額は、令和7年度で6,172円、令和22年度で8,100円となり、第8期と比較すると、令和7年度で350円、令和22年度で2,278円の増加と見込んでいます。

今後もさらに介護給付費の増加を抑制する介護予防の取り組みが必要不可欠であり、介護給付の適正化に努めて参りたいと考えています。

以上が第6章の説明である。

【長寿社会課 伊藤主査】

資料3 前回会議の際の意見に対する回答を説明させていただく。前回の分科会の後に内野委員からご意見をいただいた。

前回会議資料1の51ページをお願いします。【今後の課題・問題点】の6番目の○、「認知症初期集中支援チームへの相談件数が少ない状況にあります。」という記載について、周知や活用法、あり方についての検討が必要なのではないのでしょうか。というご意見をいただいた。

この点については、認知症初期集中チームの周知や活用方法、あり方については、平成29年度の発足当時より認知症対策検討会の中に設置されている「支援チーム検討委員会」の中で議論している。認知症対策検証会において、相談件数が少ないことが指摘されており、その対応策として、関係機関に対する研修会や一般市民に対する講演会、市のホームページにおいて周知をしているところである。本市の初期集中支援チームへの相談は、そのほとんどが地域包括支援センターによるものであるが、令和元年度の相談件数が11件であり、そのうち7件が支援を行った件数であった。地域包括支援センターにおいて、相談を受ける方の中で、認知症や認知症疑いの相談は全体の10%となっている一方で、認知症が進行した状態で支援に繋がるケースも多いことから、本計画にもあるように、早期発見・早期対応に注力したい。

なお、後ほど資料2で説明するが、認知症高齢者支援対策の推進については、全体的に記載内容を見直しており、ご質問の箇所については、記載内容に重複があったので、今回

の計画案では削除している。

次に、前回会議資料1の63ページをお願いします。【第8期の方針】二つ目の・「生活支援コーディネーターや地域包括支援センターと連携を図り、住民主体の生活援助活動の促進及び地域住民への普及啓発に努めます。」という記載について、地域、自治協との協働が不可欠かと思しますので、コミュニティ・協働推進課との共有協働はどこで示されるかというご意見をいただいた。

この点については、コミュニティ・協働推進課との連携については、重要であると認識はしているが、内部で連携することは前提としているため、各部署間の共有・協働状況を計画等に示すことはしないが、今後も関係部署との適時的確な情報共有に努め、連携体制の充実に努めていく。

以上が、前回の分科会の後にいただいたご意見に対する回答である。

続いて、資料2をお願いします。前回の素案から変更した部分について説明させていただきます。

1ページをお願いします。まず、計画書全体を通しての見直しである。変更理由としては、まず、語句の修正、統一を行った。次に、「てにをは」を修正した。次に、第4章及び第5章の項目ごとの記載内容を、【現状と課題】、【今後の方針】に統一した。次に、【現状と課題】は、文末を現在形に統一、課題について内容を整理した。

次に、第5章第2節 介護保険サービスについては、令和2年度の実績値、令和3年度以降の計画値を、直近の実績、素案時は6か月の実績で推計していたのを、今回8か月の実績に基づき値を修正している。

次に、第2章 高齢者を取り巻く現状の課題 第2節 各種調査結果から見る主要課題 1 全国の主要課題 (4) 認知症高齢者数の増加である。計画書は22ページ。変更理由としては、第4章第2節 認知症高齢者支援対策の推進、51から55ページに記載している内容とあわせて整理をし、「オレンジプラン」や「認知症施策推進大綱」の策定の経緯を追記した。

次に、第3章 計画の基本方針 第1節 計画の理念・目的・基本方針である。計画書は32ページ。変更理由としては、第7期計画の制度改正内容の追記など について、介護保険制度改正の経緯を整理した。

2ページをお願いします。第3章 計画の基本方針 第2節 日常生活圏域の設定である。計画書は33ページ。変更理由としては、過去の制度改正の記載内容を見直し、全体的に修正した。

次に、第4章 地域で支える仕組みづくり 第1節 地域包括ケアシステムの推進 2 地域包括支援センター運営の基本的な視点 である。計画書は33ページ。変更理由としては、地域包括支援センター職員の配置基準について、国が目指す基準は社会情勢に応じて変更が起きているため、表現を修正した。

3ページをお願いします。第4章第1節3 医療と介護連携である。計画書は45から46ページ。変更理由については、8つの事業項目のうち、(カ)から(ク)の事業内容が分かりやすいように頭出しした。

次に、第4章第2節 認知症高齢者支援対策の推進である。計画書は51から55ページ。変更理由としては、先ほどの第2章第2節1 全国の主要課題 (4) 認知症高齢者数の増加とあわせて記載内容を全体的に見直している。55ページに認知症の体系図を追加した。また、【現状の課題】及び【今後の方針】の記載内容に重複等があったため、整理した。

次に、第4章第4節 成年後見制度利用促進基本計画である。計画書は61ページ。変更理由としては、この現状から見える課題の部分について、令和元年度から実施している成年後見制度申立費用の助成等の利用実績がないため、5 現状から見える課題に制度の周知不足を追加した。

次に、第5章 サービスの現状の計画 第2節 介護支援の充実である。計画書は69ページ。変更理由としては、介護施設の整備について、今後の高齢者人口の減少などを見据え、積極的に行わないことを明記した。

4ページをお願いする。第5章第2節I 介護保険サービス 1 居宅サービスの現状と見込み量 (3) 各サービスの現状と見込み量 ⑩特定施設入所者生活介護である。計画書80ページ。変更理由としては、施設整備を行わないため、その理由を整理した。

次に、第5章第2節Iの2 地域密着型サービスの現状と見込み量 ⑤認知症対応型共同生活介護である。計画書は92ページ。変更理由は先ほどと同様に、施設整備を行わないため、その理由を整理した。

次に、第5章第2節Iの2 ⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護である。計画書は93ページ。変更理由は先ほどと同様に、施設整備を行わないため、その理由を整理した。

次に、第5章第2節Iの2 ⑧看護小規模多機能型居宅介護である。計画書は95ページ。変更理由としては、サービスの現状と課題の記載内容が不足していたため追記した。

5ページをお願いする。第5章第2節Iの3 施設サービスの現状と見込み量 ①介護老人福祉施設である。計画書は97ページ。変更理由としては、施設整備を行わないため、その理由を整理した。また、【今後の方針】の記載内容を簡潔な表現に修正した。

次に、第5章第2節Iの3 ④介護医療院である。計画書は100ページ。変更理由としては、【現状の課題】に平成30年度に創設されたサービスである旨の記載を追加した。また、【今後の方針】の記載内容について、他の施設サービスと表現を合わせた。

次に、第5章第3節 高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり 1 相談体制充実事業 (2) 認知症対策である。計画書は111ページ。変更理由として、箇条書きとしていたものを修正し内容も整理した。

次に、第5章第3節2 高齢者虐待防止事業 (1) 高齢者虐待防止対応事業である。計画書は112ページ。変更理由としては、前文の「虐待が増加している」という記載部分が正確ではなかったため削除した。また【今後の方針】が箇条書きとなっていたものを修正し、内容も整理した。

6ページをお願いする。第5章第3節3 権利財産保護事業 (2) 成年後見制度申立事業である。計画書は114ページ。変更理由としては【今後の方針】に市長申立てについての記載がなかったため追加した。

次に、第5章第3節3 (3) 養護老人ホームです。計画書は114ページ。変更理由としては、【今後の方針】について、定員数を維持することから、適切な措置を行うことに変更した。また、【実績と計画】についても、定員数から措置者数に変更した。

次に、第5章第4節 地域における生活支援サービスの充実です。計画書は115ページ。変更理由としては、他の節と記載項目が合うよう【現状と分析】【今後の課題・問題点】【第8期の方針】を追記した。

次に、第5章第6節 生きがいと社会参加の促進 2 社会参加の基盤整備 (3) 地域活動である。計画書は126ページ。変更理由としては、【今後の方針】に記載しているコミュニティセンターは、令和3年4月1日に公民館から移行するため、計画期間にはすでに移行済みとなるため、記載内容を修正した。

次に、第5章第6節3 住みやすいまちづくりの推進 (1) バリアフリーの推進である。計画書は127ページ。変更理由としては、バリアフリーの推進について前回の素案では①から⑤について記載をしていたが、そのうちの③斜面地対策は、バリアフリーの推進についての特筆すべき取り組みを行っていないため削除した。また、④公園は、①公共施設に含まれ、同じようなバリアフリーの推進に努めているため削除した。

7ページをお願いします。第5章第6節3 (4) 高齢者の暮らしの安全確保である。計画書は130ページ。変更理由としては、【現在の課題】に、高齢者の運転免許証自主返納について追記した。

最後の第6章 介護保険にかかる事業費の見込みについては、先ほど長寿社会課長から説明した通り、132から137ページにかけて追加した。

前回から変更した部分が多く、委員には大変ご迷惑をおかけするが、ご審議のほどよろしくお願ひしたい。

【千住分科会長】

引き続き、当日資料1事前質問に対する回答について事務局から説明をお願いします。

【長寿社会課 釜谷補佐】

当日資料1をお願いします。今回の計画案の送付後に、松尾文子委員からご意見をいただいた。

まず前回資料1の43ページ。今後の方針の2行目、地域包括支援センターの圏域等の見直しは、具体的にどのような見直しを考えているのかというご意見であった。

その点については、本市の高齢者数は令和3年度にピークを迎え、後期高齢者数は令和11年度にピークを迎える予想となっている。生活スタイルの多様化や家族形態の変化など、高齢者の抱える問題も複雑化し、認知症高齢者の増加や高齢者の生命、生活を脅かす虐待など、支援困難な事例も年々増えてきている。さらに、新型コロナウイルス感染症対策や風水害時の対応など、これまで以上に夜間や緊急時の対応が求められ、地域包括支援センターの役割はますます重要となっているが、課題の複雑さから、時間的余裕やマンパワー不足、また高度な専門性が求められるなど、人材確保に関する課題として認識してい

る。このように高齢者を取り巻く環境も変化してきており、地域包括支援センターの設置については、現在の地域包括支援センターが所管する圏域の広さや、高齢者人口の大きさの妥当性を考慮した圏域及び設置箇所数を再設定する必要がある。また、センターが担う機能についても、国の動向を注視しながら進めていきたいと考えている。

続いて前回資料1の51ページ。認知症高齢者支援対策の推進の中に、認知症保険について、今後の方針として、認知症の人が家族と安心して暮らすために、電車事故、器物損壊など賠償を肩代わりする認知症保険の取組みを考えてほしい、全国な自治体で取り組んでいるところが増えてきているとのご意見であった。

その点については、本市において、認知症高齢者等が安心して生活できるよう、各事業に取り組んでいるが、個人賠償責任保険制度の検討については、久留米市が平成30年10月より、九州で初も導入していることや、神奈川県大和市、富山県富山市においても導入されていると確認している。いずれにしても駅が多く、JRに加えて、私鉄も参入している自治体が先行して実施している状況である。平成30年6月議会において、この個人賠償責任保険制度についても質問があり、これまで実施している事業とあわせ、他の支援策を含めた研究を行うようにしている。行方不明になる可能性がある認知症高齢者の方への対策として、見守り登録や反射板ステッカーの配布を行っている。一部モデル地区としてQRコードを用いた、早期発見の取組みを行っており、検証、効果検証を行いながら、最適な環境づくりを目指している。認知症の施策については、認知症対策検討会において年2回議論している。家族の会からも委員としてご出席していただいているので、今後ご意見を賜りながら、認知症の方やそのご家族が住み慣れた地域で安心して生活できるような取組みを進めて参りたい。

以上が事前質問に対する回答となる。

【千住分科会長】

松尾委員は事務局の説明について何かないか。

【松尾文子委員】

回答ありがとうございます。

地域包括支援センターについては、具体的に、令和4年度までに従事者数や圏域等の見直しについて検討を行うと書いてあるので、現時点で、もしかしたら、もう少し地域包括支援センターを増やすなど、青写真があるのかと思って質問をした。これからの検討ということによいか。

【長寿社会課 釜谷補佐】

その通りである。

【松尾文子委員】

次に、認知症保険のことについて。これから認知症の高齢化、数も増えてくる。よ

く私たちの集いの中でも、トイレが詰まってずっと水を出し続けて部屋が水浸しになったりとか、壁を汚してしまったりとか、そういう話がある。そういう事例について個人の家だと自分で改修すればいいが、もし、マンションやアパートで、水漏れ等があった場合も、補償などは、個人では非常に難しくなる事例も多くなると思われる。認知症だけじゃないと思われるかもしれないが、とりあえず認知症について、こういった保険が全国の自治体で少しずつ取り入れられてきているので、佐世保市も考えていただければと思い今日提案させていただく。以上である。

【長寿社会課 釜谷補佐】

今後検討していきたい。

【千住分科会長】

それでは、議事1 佐世保市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画案について、事務局の説明について、意見や質問はないか。

意見がなければ、佐世保市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画案についてはよろしいか。

それでは、計画案について了承する。

その他、何か質問、意見はないか。

最後に事務局から報告等をお願いする

【長寿社会課 釜谷補佐】

前回の分科会において、成年後見利用促進基本計画を策定する上で開催している意見交換会の内容について、千住会長から、議事録のようなものはないかというご意見があった。

今回、令和2年度の成年後見制度利用促進に係る意見交換会（集約）、併せて成年後見制度パンフレットをつけている。これらは、本計画案の59ページから掲載している今回の成年後見制度利用促進基本計画、それを策定する上で行った意見交換会の内容の議事録になる。意見交換会は今年度4回開催している。出席者としては、弁護士、司法書士、社会福祉士、医師、学識経験者、公証人、佐世保成年後見センター職員、地方包括支援センター職員。オブザーバーとして、長崎家庭裁判所書記官にも出席をしていただいている。計画策定に向けて、様々なご意見をいただいている。計画策定以外でも、市の制度について意見をいただいております、その中で制度の周知が足りないという意見が多かった。パンフレットを作り、これをもって説明等を行えるような形で周知を図っていきたいと考えている。それ以外にも、今後の市の制度や促進事業についての意見をいただいている。あと、今回のメンバーを、来年度から協議会という形で、専門的な相談に乗ったり、計画の進捗状況の管理を行うような会にしたいと考えている。時間があれば後程ご覧いただければと思う。説明は以上である。

【長寿社会課 藤下主査】

最後に、パブリックコメントについて説明させていただく。資料4をお願いする。

1 概要について。実施案件は、この佐世保市老人福祉計画・第8期佐世保市介護保険事業計画案についての意見募集である。実施期間は、令和3年1月15日から、令和3年2月15日の約1ヶ月間である。実施場所として、佐世保市ホームページ、市役所6階行政閲覧コーナー、中央保健福祉センター3階長寿社会課窓口、各支所・行政センター、あと、SNS、佐世保市公式フェイスブック、ツイッター、ラインでも、パブリックコメントの実施について広報をしている。対象者は、佐世保市内に住所を有する人、佐世保市内に事務所または事業所を有する人、佐世保市内にある事務所または事業所に勤務する人、佐世保市に対して納税義務を有する人、佐世保市内の学校へ通学する人になる。

2 今後のスケジュールについて。1月15日から2月15日まで、約1ヶ月間パブリックコメントを行った後に、2月の15日の週に、第4回高齢者福祉専門分科会でパブコメの後の最終案の審議を行っていただき、その後、佐世保市保健福祉審議会へ報告して、答申をいただきたいと考えている。3月末に老人福祉計画・第8期介護保険事業計画の完成を予定している。今回の分科会で承認された計画案を1月15日からパブリックコメントに出す案として了承していただきますようお願いする。

【千住分科会長】

その他質問はないか。

なければ、以上で第3回高齢者福祉専門分科会を終了する。